

《役員選挙の告示》

会員各位

(公社)岡山県栄養士会選挙管理委員会

(公社)岡山県栄養士会定款第22条により監事の選任を行う。

定款 第5章 役員 (役員の設定及び役員を選出)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内 (2) 監事 2名以内

理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

第22条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3. 監事は、正会員外である有識者より総会の決議によって選任する。

1. 役員の数

①総会で選任する理事 20名以上25名以内

1. 投票の日及び場所

①令和5年6月24日(土) 定時総会時

②公益社団法人岡山県栄養士会 岡山市中区古京町1-1-17

3. 立候補者の資格及び届け出方法

①選任告示に従って、立候補者本人の経歴等を立候補届用紙(県栄HPからダウンロード)に記入し、令和5年3月31日～4月20日の間に選挙管理委員会(栄養士会事務局)までに提出する。

4. 選任の方法

①選任は令和5年度定時総会(6月24日)の決議によって行う。

②立候補者が定数を超えないときは、信任の可否を問う選任決議を行う。

③届け出書類に不備または虚偽・不正があるとき、届け出書類が期日に遅れた時は候補者の資格を失う。